明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令（総務五六）　一
〔告　示〕
○無線従事者の養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件の一部を改正する件（総務二二二）　四
○無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件（同二二三）　五
○認定講習課程の修了試験の方法を定めた件の一部を改正する件（同二二四）　六
○認定講習課程について別に告示する要件及び講習時間並びに実施要領を定める件の一部を改正する件（同二二五）　九
○学校等の認定基準を定める件の一部を改正する件（同二二六）　二
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（同二二七）　二
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同二二八）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
地方職員共済組合団体共済部に係る平成二十三年度決算の要旨、特定計量器型式承認、住宅型式性能認定、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二
会社その他
会社決算公告　二

省令

○総務省令第五十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十九条第七項、第四十一条第二項第二号及び第四号並びに第四十九条の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十六日

総務大臣　川端　達夫

電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の七第二項中「三年」を「五年」に改める。

第五十一条の十五第二項の表六の項中「修了した」を削り、「の主たる実施の場所（その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地。次の項において同じ。）、法第四十一条第二項第三号」を「を修了した者の住所、同項第三号」に、「法第四十一条第二項第四号」を「同項第四号」に改め、同表七の項中「実施の場所」の下に「（その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　無線従事者の免許を受けようとする者の住所が本邦内にない場合における第一項の所轄総合通信局長は、第二項の規定にかかわらず、関東総合通信局長とする。

第五十二条の表二の三の項中「実施場所」を「主たる実施の場所」に改める。

（無線従事者規則の一部改正）

第二条　無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第三号を次のように改める。

三　総合通信局長がその養成課程の運営を厳正に管理することのできる者と認める管理責任者（養成課程の運営を直接管理する責任者をいう。以下この章において同じ。）を置くものであること。

第二十一条第一項第十号中「前四号」を「第七号から前号まで」に、「講師」を「講師等」に改め、「授業科目別授業時間」の下に「（随時受講型授業の場合にあっては、講師等の担当する授業科目）」を加え、同号を同項第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二　養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、委託して行わせる業務の範囲及び責任が明確であること。

第二十一条第一項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「おいて、」を「おいては、標準教科書（」に、「（以下「標準教科書」という。）」を「。以下同じ。）」に改め、「有する教科書」の下に「（電磁的方法により作成されたものにあっては、授業内容の進捗状況を管理する機能を有しているものに限る。以下同じ。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項第七号中「前号に規定する」を「同時受講型授業の」に、「当該養成課程」を「一の会場当たり」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「講師」を「講師等」に改め、同号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七　授業形態は、授業科目別に同時受講型授業（イからハまでに掲げるものをいう。以下同じ。）又は随時受講型授業（ニ及びホに掲げるものをいう。以下同じ。）に該当するものであること。

イ　集合形式で講師が対面により行う授業

ロ　電気通信回線を使用して、複数の教室等に対して同時に行う授業

ハ　授業の内容を電気通信回線を通じて送信することにより、当該授業を行う教室等以外の場所に対して同時に行う授業